年　　月　　日

鳥取県西部総合事務所長　　　　　　　　様

開設者住所
開設者氏名　　　　　　　　　印

自主検査結果届出書

医療法第２７条の規定により，自主検査を実施したので，下記のとおり届け出ます。

記

<table>
<tr><td>１　検査実施者の職・氏名</td><td colspan="2">印</td></tr>
<tr><td>２　検査実施年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>３　基礎となる変更許可の年月日及び番号</td><td colspan="2">年　　月　　日付け　　　　　第　　号
（　　　年　　月　　日付け　　　　　　　届）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">４　検査実施項目及び検査結果</td><td rowspan="4"></td><td>検査結果</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>図面照合</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>５　備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注意事項

1　この届出書は，医療法第27条の規定に基づく検査について自主検査を希望する場合に，使用許可申請書（第24号様式）に添付してください。

2　１の使用許可申請書に係る変更項目のうち，一部のみを自主検査によることはできません。

3　「検査実施項目及び検査結果」欄は，変更する構造設備ごとに記載（当該欄に記載しきれないときは，複数頁にわたって記載）し，当該変更する構造設備は，現状が使用許可申請書に添付する図面と同一にしてください。また，図面と相違ないことを確認して，「図面照合」欄に「適」と記載してください。「検査結果」欄は，それぞれの検査結果について，医療法及び医療法施行規則に規定する構造設備の基準に適合していれば「適」と記載してください。

4　開設者が変更されることに伴い形式的に新規開設となるときは，「備考」欄に「必要な基準を満たし，実際に使用可能な状態にあることを確認した。」と記載してください。

5　使用許可証の交付後に構造設備の基準に違反する事実が判明したときは，医療法第24条第１項の規定に基づき当該施設の使用の制限等の措置がとられることがあります。